

25年度 税制改正

* 復興特別所得税の創設(平成25年から平成49年までの

各年分の所得税に係る基準所得税額が対象)

復興特別所得税の納税義務者は …… 個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納めることとなりました。

$$\text{復興特別所得税額の計算} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

基準所得税額 …… 居住者はすべての所得に対する所得税額

給与所得者の場合 …… 平成25年源泉徴収税額表の表紙説明文に記載されているとおり復興特別所得税額がふくまれていますので、今までとおり税額表で徴収し納付してください。

申告者の場合 …… 所得金額×所得税率(%) + 基準所得税額×2.1%

例えば → 所得金額180万円の場合、税率は5%ですので税額は90,000円。ここに2.1%かけていただくと1,890円が復興特別所得税額となり合計納税額は、91,890円となります。

* 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の

必要経費算入特例の延長

中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却(合計額300万円が限度)の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した資産。

(適用時期)

* 個人住民税の税率の特例

個人住民税均等割について、地方公共団体が実施する防災施策費用の財源として、平成26年度から平成35年度までの道府県民税・市町村民税がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。

この結果、標準税率(税額)は5,000円(改正前:4,000円)になります。